

旭川医科大学病院 令和7年度第1回医療安全監査報告書

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求ることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和7年11月12日（水）17時45分～18時28分

3. 監査の内容及び結果

(1) 傷害レベルの定義の変更及びインシデントの概要について

今年度上半期におけるインシデント報告のうち、医師からの報告が昨年度同期に比べてかなり増加しており、医療安全に携わる指導的立場の医師からの啓蒙が功を奏していることや意識レベルの維持・向上に努めている姿勢が伺えた。また、傷害レベルの定義・分類が以前は大変細かく、医療従事者のみならず管理者も判断が困難であることが推測されたが、ほぼ全国共通のものに変更されたことにより、定義・分類の簡略化が図られ、わかりやすくなったことは高く評価できる。

(2) 日々の活動紹介について

入院時の摂食・嚥下スクリーニングを実施していても誤嚥や窒息を起こす例が見られたことから、評価基準を変更して迅速に対応していた。どの医療機関も高齢者が増えて誤嚥・窒息のリスクは増しており、それに十分対応可能な医療スタッフがいる施設はほとんど存在しないと思われるが、可能な限り予防に取り組んでいることが確認できた。また、「表彰制度」の取り組みは、医療安全文化を病院全体で育む上で有効なものである。

4. 総括

特定機能病院として求められる医療安全への取り組みは真摯になされており、医療安全文化の浸透がなされていることが伺えた。

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

令和7年11月27日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会
委員長 石井 良直